

東浦町公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同法第19条第7項に基づき地域農業経営基盤強化促進計画案を次のとおり縦覧に供する。

利害関係人は、地域農業経営基盤強化促進計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日まで東浦町に意見書を提出することができる。提出された意見書は、要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公表する。

令和8年10月14日

東浦町長 日 高 輝 夫



1 縦覧期間

令和8年10月14日 から令和8年10月28日まで

2 縦覧場所

東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町地域創造部商工農政課